

# 食品の安全性の確保に向けた取組

平成十五年

内閣府食品安全委員会事務局

# 食品の安全性の確保に向けた取組

## 従来の施策

農林水産物の生産段階

- ・ 農薬の販売・使用の規制（農薬取締法）
- ・ 動物用医薬品の製造・使用の規制（薬事法）
- ・ 飼料の製造・使用の規制（飼料安全法）
- ・ 人畜共通伝染病の予防（家畜伝染病予防法）

食品の製造・流通段階

- ・ 食品、添加物等の規格・基準等の設定
- ・ 食品営業の許可、営業施設の監視指導
- ・ 検疫所における輸入食品の監視指導（食品衛生法）
- ・ と畜検査・食鳥検査等（と畜場法・食鳥処理法）

食品の表示

- ・ 表示基準の設定と監視指導（食品衛生法、JAS法等）

## 食品行政をとりまく状況の変化

### 食品に含まれる危害の多様化及び複雑化

- ・ 利便性の追求に伴う危害の多様化複雑化（新規農薬・添加物の開発、食のグローバル化等）
- ・ 新たな危害の判明（O-157、プリオン等）
- ・ 分析技術の向上（検出限界が下がり「ゼロ残留」の達成が困難に）

### 食品安全に関する国際的動向

- ・ 食品の安全には「絶対」はなくリスクの存在を前提に制御するという考え方が一般化  
→ 海外でのリスク評価機関の設立
  - ・ 仏食品衛生安全庁（1999）
  - ・ 欧州食品安全機関（2002）
  - ・ 独連邦リスク評価研究所（2002）

### 国内における様々な問題の発生

- ・ 加工乳による大規模食中毒
- ・ BSEの国内での発生
- ・ 輸入野菜の残留農薬、
- ・ 無登録農薬、指定外添加物の使用

### BSE問題に関する調査検討委員会報告

- ・ 生産者優先・消費者保護軽視の行政
- ・ 専門家の意見を適切に反映しない行政
- ・ 事故を未然に防止しリスクを最小限とする仕組みの欠如
- ・ 正確な情報提供と透明性の確保が不十分

## 食品安全基本法の制定

## 食品の安全性確保に関連する個別法の改正等

### 厚生労働省関係

- ・ 食品衛生法等の一部を改正する法律
- ・ 健康増進法の一部を改正する法律

### 農林水産省関係

- ・ 農林水産省設置法の一部を改正する法律
- ・ 食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律
- ・ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律
- ・ 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法
- ・ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

# 食品安全基本法（平成15年法律第48号）の概要

## 目的（第1条）

食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進

## 基本理念（第3～5条）

- ①国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品の安全性の確保のために必要な措置が講じられること
- ②食品供給行程の各段階において、食品の安全性の確保のために必要な措置が適切に講じられること
- ③国際的動向及び国民の意見に配慮しつつ科学的知見に基づき、食品の安全性の確保のために必要な措置が講じられること

## 関係者の責務・役割（第6～9条）

### ○国の責務

基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定・実施する

### ○地方公共団体の責務

基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえ、施策を策定・実施する

### ○食品関連事業者の責務

基本理念にのっとり、  
・食品の安全性の確保について一義的な責任を有することを認識し、必要な措置を適切に講ずる  
・正確かつ適切な情報の提供に努める  
・国等が実施する施策に協力する

### ○消費者の役割

食品の安全性確保に関し知識と理解を深めるとともに、施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たす

## 施策の策定に係る基本的な方針（第11～21条）

### ①「食品健康影響評価※」の実施（リスク評価）

- ・施策の策定に当たっては、原則として食品健康影響評価を実施
- ・緊急を要する場合は、施策を暫定的に策定。その後遅滞なく、食品健康影響評価を実施
- ・評価は、その時点の水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に実施

※食品に係る生物学的・化学的・物理的な要因又は状態が食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響を評価すること

### ②国民の食生活の状況等を考慮するとともに、食品健康影響評価結果に基づいた施策を策定（リスク管理）

### ③情報の提供、意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進（リスクコミュニケーション）

### ①緊急の事態への対処・発生の防止に関する体制の整備等

- ②関係行政機関の相互の密接な連携の下での施策の策定
- ③試験研究の体制の整備、研究開発の推進、研究者の養成等
- ④国の内外の情報の収集、整理、活用等
- ⑤表示制度の適切な運用の確保等
- ⑥教育・学習の振興及び広報活動の充実
- ⑦環境に及ぼす影響に配慮した施策の策定

## 措置の実施に関する基本的事項（第21条）

- 政府は、上記により講じられる措置の実施に関する基本的事項※を策定
  - 内閣総理大臣は食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成
- ※食品健康影響評価の実施、緊急事態等への対処に関する事項等

## 食品安全委員会の設置（第22～38条）

### ①所掌事務等

- ・関係大臣の諮問に応じ、又は自ら食品健康影響評価を実施（リスク評価）
- ・食品健康影響評価の結果に基づき、関係大臣に勧告
- ・食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況を監視し、関係大臣に勧告
- ・調査審議を行い、関係行政機関の長に意見を述べる（緊急時等）
- ・調査研究の実施
- ・関係者相互間の情報・意見の交換につき、自ら実施・関係行政機関の取組みの調整（リスクコミュニケーション）
- ・資料提出の要求や緊急時の調査要請等

### ②組織等

- ・委員7名で構成（3名は非常勤）
- ・有識者から内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命（任期3年）
- ・委員長は互選で常勤の委員から選出
- ・専門委員や事務局の設置

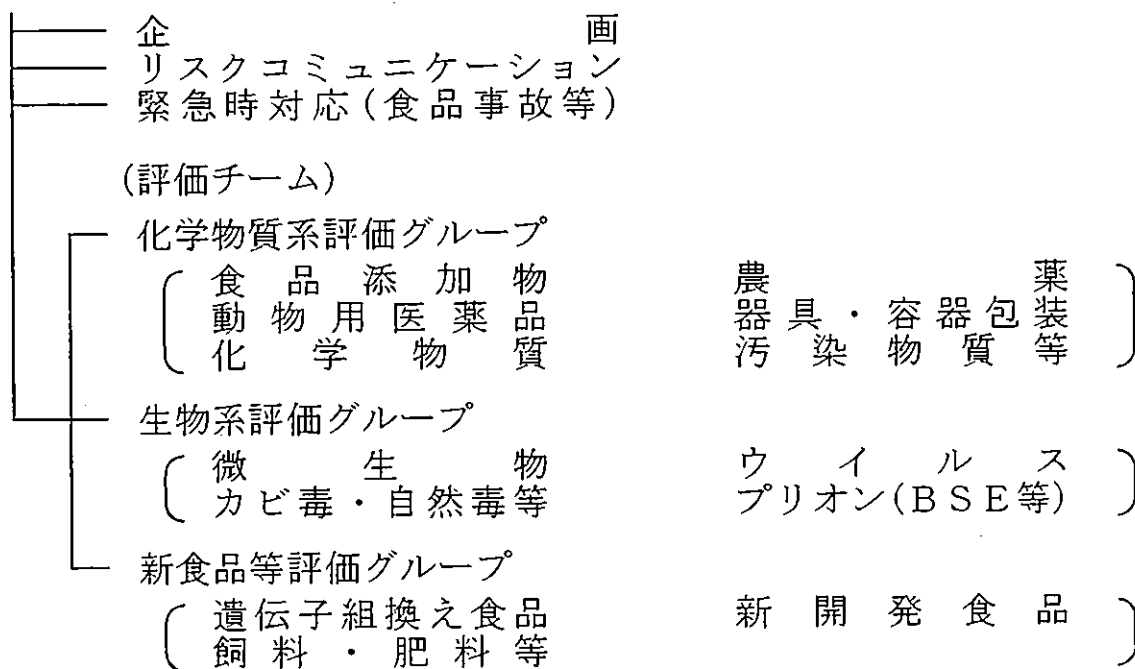
## 食品安全委員会の構成

### 1 委員の構成 (委員：7名 常勤4名、非常勤3名)

- ・毒性学等の専門家
- ・微生物学等の専門家
- ・有機化学(化学物質)等の専門家
- ・公衆衛生学等の専門家
- ・食品の生産・流通システム等の専門家
- ・消費者意識、消費行動等の専門家
- ・情報交流の専門家

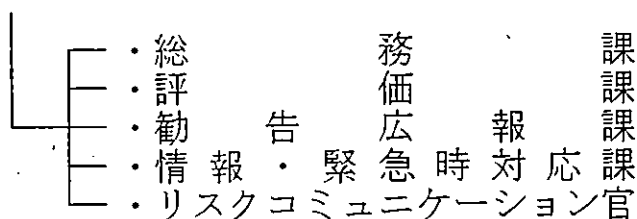
### 2 専門調査会の構成 (専門委員：延べ200名程度)

食品安全委員会



### 3 事務局の構成 (事務局員：54名 技術参与(非常勤)：25名)

事務局 (事務局長、次長、4課1官)



## 食品安全委員会 委員

- |   |            |            |                     |
|---|------------|------------|---------------------|
| ◎ | てらだ<br>寺田  | まさあき<br>雅昭 | (元財団法人先端医療振興財団副理事長) |
|   | こいずみ<br>小泉 | なおこ<br>直子  | (元兵庫医科大学教授)         |
|   | てらお<br>寺尾  | ただお<br>允男  | (元財団法人日本公定書協会会長)    |
|   | みかみ<br>見上  | たけし<br>彪   | (元日本大学教授)           |
|   | さかもと<br>坂本 | もとこ<br>元子  | (和洋女子大学教授)          |
|   | なかむら<br>中村 | やすひこ<br>靖彦 | (明治大学客員教授)          |
|   | ほんま<br>本間  | せいいち<br>清一 | (お茶の水女子大学教授)        |

※ ◎は、委員長